

平成29年度「空き家所有者情報提供による空き家利活用推進事業」成果報告書

事業名称	所有者相談支援及び空き家等利活用推進事業
事業主体	橋本市
連携主体	一般社団法人ミチル空間プロジェクト
事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家相談センターを運営する法人との連携強化</li> <li>・空き家セミナー・相談会の開催</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供に関する協定書の作成、協定の締結</li> <li>・相談会による相談31件対応、相談会以外で情報提供による相談2件</li> </ul>
成果の公表先	橋本市のホームページで公表予定

1. 事業の背景と目的

(1) 背景

平成27年5月31日に施行された空き家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」）の規定に基づき、平成27年度に橋本市空き家等対策計画を策定し、平成28年度には計画に基づき市内全域空き家等実態調査を実施した。調査の結果、1,450件の空き家等を把握し、このうち619件が特定空き家等に該当した。周辺の生活環境に悪影響をおよぼしている224件の特定空き家等について、所有者等による適切な管理を促すための助言文書を送付したものの、約4割の所有者等からは応答がなかった。周辺への悪影響の度合い及び切迫性が高いものについては、所有者等への法第14条各項の指導等の実施も視野に入れ、措置を推進する必要がある。

(2) 目的

空家法第12条及び第13条の規定に基づき空家等の適切な管理及び利活用を促進するため、民間事業者との連携体制を強化し、空家等の所有者等に関する情報の提供方法等を確立することで、所有者への相談体制を充実させる。

2. 事業の内容

(1) 事業の概要と手順

民間事業者との協定締結等により、連携体制を構築するとともに、空き家等の所有者等に関する情報の提供方法を確立し、所有者への相談体制を充実させる。

空き家等の適切な管理や利活用、リノベーション等に関するセミナー及び相談会等を4回開催し、所有者に対し、様々な情報を提供し、利活用に対する意識を滋養する。

事業項目	細項目	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
相談体制整備	委託業務仕様書作成・委託業者選定		■					
	情報提供に関する協定書作成・協定締結			■	■			
相談支援	セミナー及び相談会等周知				■	■	■	■
	セミナー及び相談会等実施					●	●●	●
	同意取得及び情報提供周知					■	■	■
	同意取得及び情報提供実施						■	■
	相談実施及び相談結果共有							■

## (2) 主な取組の詳細

### 1) 相談体制整備

#### ①委託業務仕様書作成・委託業者選定

本事業目的達成のため、セミナー及び相談会等の運営、周知広告文案の作成、情報提供に関する協定書案の作成について、空き家相談の実績と専門知識を有する事業者に委託することとした。

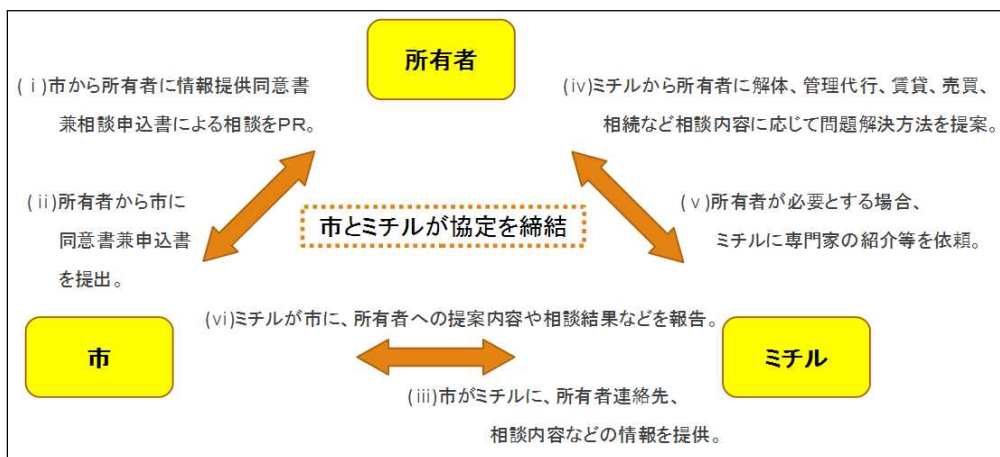
セミナーで説明する内容、相談会の体制、協定書案の内容等について、本事業の主旨に沿ったものとなるよう、委託業務仕様書(別紙)に定めた。

また、委託業者については、不動産、建築、法律等の空家等に関係する専門家により構成され、空き家相談センターわかやまを運営し、和歌山県内の空き家相談の実績と専門知識を有する一般社団法人ミチル空間プロジェクト(以下、「ミチル」という。)の1者に特定されることから、同法人1者との随意契約とした。

#### ②情報提供に関する協定書作成・協定締結

ミチルとの委託業務契約締結後、ミチルが協定書案を作成した。協定書案の内容については、委託業務仕様書のとおり、「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン(試案)」の内容を踏まえたものとなっているか、情報提供により相談支援の体制の充実を図り、市と事業者が協力し、空家等の適切な管理及び利活用を促進することを目的とした内容となっているか、提供する情報の定義や利用目的、同意取得及び情報提供の方法等について明確に定める内容となっているか確認後、橋本市空家等相談業務及び情報提供に関する協定書(別紙)を完成とした。ただし、本事業終了後、ガイドライン案の改正予定があることから、協定書第5条第3項に、ガイドライン案の改正等があった場合に協定の変更又は解除に関して協議する旨を記載している。

協定書の完成後にミチルと協定を締結し、下図のとおり、同意取得及び情報提供並びに相談実施を行う。



### 2) 相談支援

#### ①セミナー及び相談会等

##### i) 内容について

空き家セミナーについては、空家法の概要、所有者の管理責務、相続によって発生する責務、空家等の適切な管理の方法、空家の有効的な利活用方法、相談センターの相談

支援体制、空き家バンク制度概要、空家問題解決に至った相談事例等を紹介した。

リノベーション講座については、和歌山での空家等のリノベーション事例及びかかった期間や経費、空き家活用のポイント及び注意点等を紹介した。

また、空き家セミナー及びリノベーション講座の終了後、適切な管理又は利活用を促進するため、建築士、宅建業者、司法書士等による個別相談を行った。

#### ii) 周知方法について

市ホームページ及び市広報誌への掲載、市内全域各戸への周知広告文回覧のほか、特定空家等の措置の推進のため、特定空家等の所有者等のうち、法第12条の規定に基づき送付した助言文書に回答の無い者110名に周知広告文を送付した。

周知広告文（別紙）については、ミチルが作成した案を市が修正し、完成とした。また、一回目の空き家セミナー及び相談会実施後、その実施結果及び写真を周知広告文に追記し、周知チラシ（別紙）として市役所、公民館、市民会館、法務局等への掲示を行った。

#### iii) 会場選定について

周知広告文送付対象者110名のうち60名が橋本市内居住者であったことから、空き家セミナーの開催地を橋本市内とした。会場については、空家等及び特定空家等の件数が多い地域の地区公民館及び市民会館を選定した。

また、市外居住者の半数が大阪府内居住者であったこと、本市移住定住推進部局が開催する移住相談会と併せての開催により移住希望者に対する利活用の促進が期待できることから、リノベーション講座の開催地を大阪市内とした。

### ②同意取得及び情報提供

#### i) 実施方法について

ミチルと締結した協定書において、市は、相談者から空家等相談申込書が提出された場合に、書面により情報提供に関する同意を得た情報について、ミチルに提供する旨を規定し、空家等相談申込書兼情報提供同意書（別紙）の様式を定めた。相談内容だけでなく、空家等の情報も相談者自ら記入させ、提出のあった申込書兼同意書の写しをミチルに提供することで、相談者が情報提供に同意していない情報が漏洩することを防止している。

#### ii) 周知方法について

同意取得及び情報提供により相談を行う体制や、同意書兼申込書の周知については、広報誌への掲載や担当課窓口での紹介のほか、セミナー及び相談会等の周知と併せて、文書送付により行った。また、空き家セミナー及びリノベーション講座の参加者に対する説明も行った。

### ③相談実施及び相談結果共有

#### i) 申込書兼同意書の提出による相談について

市窓口持参又は郵送により、申込書兼同意書が相談者から提出された場合において、市がミチルに申込書兼同意書の写しを提供した。ミチルは申込者に連絡し、空家等に関

する詳細な情報を聴取した上で、空家等の適切な管理又は利活用の提案を行った。

相談実施後、相談結果共有のため、相談内容を空家等相談及び提案等結果報告書（別紙）に相談結果を記載し、市に提出させることとした。

ii) 個別相談会における相談について

個別相談会において、建築士、宅建業者、司法書士等が相談対応した。相談対象の空家等が市実態調査済のものであった場合は、現況写真や位置図の提供、当該空家等に関する助言や指導等の今後の措置の予定等についての説明を行った。また、i)と同様に、申込書兼同意書の記入、結果報告書による相談結果の共有も行った。

### (3) 成果

本事業の成果品は、以下のとおりである。

- ・ 橋本市空家等相談業務及び情報提供に関する協定書
- ・ 周知広告文
- ・ 周知チラシ
- ・ 空家等相談申込書兼情報提供同意書
- ・ 空家等相談及び提案等結果報告書

## 3. 評価と課題

### 1) 相談体制整備について

#### ① 評価

空家等の相談については、2.(1)図の相談体制を構築し、情報提供及び結果報告方法を協定により定めることで、相談を受けた内容だけでなく、相談に対してミチルが提案した解決方法や、それを受けた相談者の反応についても、ミチルから共有を受けることとなり、空家等の相談実績や解決事例等の情報を蓄積することが容易になった。

#### ② 課題

現在、市が協定を締結しているのがミチルの1者のみであり、相談者が解体事業者や不動産事業者の紹介を希望した場合、紹介する事業者についてはミチルが選定することとなる。ミチルは、市との協定締結により、公的な立場で相談業務を行う必要があるが、特定の事業者のみの紹介や、市外事業者のみの紹介は好ましくないことから、事業者紹介した場合の事業者名についても相談結果報告時に記載させることとし、紹介事業者の著しい偏りが起こらないよう、注意する必要がある。

### 2) 相談支援について

#### ① 評価

空き家セミナー及びリノベーション講座の参加者数及び個別相談件数については、下表のとおりとなった。リノベーション講座については、参加者のうち、橋本市内の空家等の所有者等のみ集計対象としている。

内容	日程@会場	定数	参加数	相談件数
空き家セミナー	12月@A地区公民館	20名	14名	8件
	1月@B地区公民館	20名	3名	2件
	2月@市民会館	40名	33名	19件
リノベーション講座	1月@大阪市内	—	3名	2件

申込書兼同意書の提出による情報提供については、本事業期間中に 29 件実施した。内 2 件は、個別相談会参加者ではなく、市窓口持参又は郵送により申込書兼同意書を提出され、ミチルへの情報提供後、ミチルから空家等の適切な管理又は利活用の提案を行った。29 件のうち、橋本市外居住者からの相談は 8 件あった。

また、相談実施したものの中には、周辺的生活環境に悪影響を及ぼしている特定空家等として、市が以前から適切な管理を促す助言文書の送付を重ねてきた所有者からの相談が 4 件あった。いずれも悪影響の度合い及び切迫性が高く、状態改善の指導等を行う必要があったものである。これらについては、市が措置を代執行することとなったとしても、要した費用が強制徴収され、最終的には自ら負担しなければならない旨を説明の上、ミチルから有効的な改善策の提案を受けるため相談を行うよう、所有者等訪問又は電話連絡により促した結果、状態改善に向けて所有者等が相談を申し込み、対応に着手したことから、本事業の大きな成果と考えている。

## ②アンケート結果

今後の相談支援の参考とするため、2月セミナーの参加者を対象にアンケート調査を実施した結果、下表のとおりとなった。

### i) 空き家セミナー・相談会の開催をどこで知ったか (回答者 23 名、複数回答可)

回答項目	回答者数(回答者率)
広報はしもと(広報誌)	11(47.8%)
市からの文書送付等	7(30.4%)
回覧板	4(17.4%)
市ホームページ	1(4.3%)
ポスター	1(4.3%)
知人の紹介	1(4.3%)

最も効果的な周知方法が広報誌への掲載であった。約半数の回答者が参加のきっかけとして広報誌を挙げている。次いで多かったのが所有者へのダイレクトメールであった。

### ii) 空家等に関してどのようなことで困っているか (回答者 23 名、複数回答可)

回答項目	回答者数(回答者率)
とにかく手放したい	10(43.5%)
相続	8(34.8%)
賃貸	7(30.4%)
解体費用負担	6(26.1%)
どうしたらいいのかわからない	3(13.0%)
複数名で共有している	2(8.7%)
管理代行	1(4.3%)
売却	1(4.3%)

4割を超える回答者が空家等をとにかく手放したいと考えている。具体的な課題としては、相続、賃貸、解体費用を挙げる人が多かった。

iii) セミナーでどのような内容が参考になったか (回答者 20 名、複数回答可)

回答項目	回答者数(回答者率)
相談事例と解決方法	8(40.0%)
空き家相談センターの紹介	6(30.0%)
空家放置のリスク	6(30.0%)
空家問題の概要	5(25.0%)
空家対策の法律	4(20.0%)
空家の相続	3(15.0%)
その他	2(10.0%)

セミナー参加者が最も参考になったとして挙げたのが、空き家相談センターで実際に相談を受けた事例やその解決方法等の紹介であった。

iv) 個別相談によって ii) で挙げた課題が解決したか (回答者 22 名、複数回答不可)

回答項目	回答者数(回答者率)
全て解決した又は解決のきっかけとなった	3(13.6%)
一部解決した又は解決のきっかけとなった	19(86.4%)
解決しなかった又はきっかけとならなかった	0(0.0%)

全ての回答者が、個別相談を受けた結果、全て又は一部の課題の解決に相談が役立ったと考えている。

v) 今後新たに相談したい場合、どのように相談するか (回答者 20 名、複数回答可)

回答項目	回答者数(回答者率)
空き家相談センターに電話する	15(75.0%)
市役所に相談申込書兼同意書を提出する	9(45.0%)

電話で直接相談する方法の希望者が多いことから、今後の相談体制について、相談申込書の周知だけでなく電話相談の周知も引き続き行う必要がある。

### ③課題

課題の一つとして、空き家セミナーの参加者数を挙げる。市内で三回開催した空き家セミナーのうち、全て日曜日の午後の開催とし、同様の方法で周知を行ったが、二回目のB地区公民館での参加者が他と比べて極端に少なかった原因として、会場の地理的要因が考えられる。最寄駅から近く、主要公共施設跡地に立地するA地区公民館や、市役所横に立地する市民会館に対し、B地区公民館については、最寄り駅から徒歩10分以上要する位置に立地し、周辺に目印となる施設がないため、場所がわかりやすいとは言えない。実際に、他会場での参加者数名から、B地区公民館の場所がわからなかったという意見もあった。来年度以降同様のセミナー等を実施する場合、会場選定の要件として、場所のわかりやすさについても考慮する必要がある。

## 4. 今後の展開

空家等の相談については、適切な管理及び利活用を促進するだけでなく、空家等の発生の未然防止についても視野に入れると、全ての建築物及びその敷地が対象となり得るため、固定資産税納税通知書時に相談体制等の周知を行うことで、本事業の成果を効果的に活用できる。また、パンフレット等の同封物の追加ではなく、務部局が封入を予定している用紙の裏面への印刷により事務量及び費用の増加を抑える等、少ない負担で最大限の効果を得られる方法を検討する。

また、周辺的生活環境に悪影響を及ぼしている特定空家等については、指導、勧告、命令等の措置を事務的に進めるだけでなく、相談体制等を周知し、所有者等が自ら改善措置するための支援を行うことにより、“所有者管理の原則”を徹底していくことで、放置しても市が対応してくれるという、モラルハザードの防止に努める必要がある。

■ 本事業の担当部署・担当者			
担当部署		建設部建築住宅課	
担当者		高橋	
連絡先	住所	〒648-8585	和歌山県橋本市東家一丁目1番1号
	電話	0736-33-1111	
ホームページ		<a href="http://www.city.hashimoto.lg.jp/">http://www.city.hashimoto.lg.jp/</a>	

・橋本市空家等相談業務及び情報提供に関する協定書

橋本市空家等相談業務及び情報提供に関する協定書

橋本市（以下「甲」という。）と (以下「乙」という。) は、  
橋本市の空家等の利活用に関する相談業務（以下「相談業務」という。）及び空家等に  
関する情報の提供について、次のとおり協定を締結する。

平成 年 月 日

甲 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

橋本市長 平木 哲朗

乙



(目的)

第1条 甲及び乙は、市民等から甲に寄せられた空家等の利活用に関する相談に対し、空家等の適正管理、有効活用及び解消を目的として、協力してこの相談業務を実施するものとする。

2 甲は、第3条の規定に基づく情報提供を行うことで、前項の相談業務を円滑に行うものとする。ただし、平成29年3月に国土交通省住宅局が公表した空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン(試案)(以下「ガイドライン案」という。)の趣旨に沿った内容とする。

(相談員)

第2条 乙に所属する相談員および専門相談員は、この相談業務の相談員として業務にあたるものとする。

(業務の実施)

第3条 甲は、空家等の有効活用等に関する相談の申し込みをする者(以下「相談者」という。)から空家等相談申込書が提出された場合には、次に掲げる事項のうち書面により情報提供に関する同意を得た情報について、乙に提供するものとする。

- (1) 相談者の氏名、住所、電話番号
- (2) 空家等の所在地、構造等
- (3) 希望する相談内容

(4) その他前号の内容に係る写真、図面、家系図等の添付書類

2 乙は、甲から提供された相談内容を元に、相談員を選定し、必要に応じ電話による聞き取りや現地調査等を行い、次に掲げる相談業務に努めるものとする。

(1) 空家等又は空き地の状態から活用方法等の提案

(2) 賃貸、売買、適正管理等に関する助言

(3) リフォーム、増改築、解体等に関する助言

(4) 専門業種の紹介

(5) 前各号に属さない空家等に関する相談

(相談者への説明)

第4条 相談員は、この相談業務においては中立的な立場で相談に応じるものとし、営業行為を行ってはならない。

2 相談員は、相談者から詳細な調査等を要求された場合には、有料となる事がある旨を、相談者に対し、事前に伝えなければならない。

(協定の期間)

第5条 この協定は、協定の締結の日から効力を有するものとする。

2 甲及び乙は、この協定を解除する場合は、解除の日の1か月前までに書面により申出を行うものとする。

3 甲及び乙は、ガイドライン案の改正等があった場合は、この協定の変更又は解除について、協議するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、乙の会員以外の第三者に対し、協定事項の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの協定に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。

(秘密の保持)

第7条 乙及び相談員は、この相談業務に関して知り得た個人に関する情報を他に漏らし、又は利用してはならない。

(業務に係る協議)

第8条 甲及び乙は、相談業務に関して、業務の拡充、円滑な運用等に係る事項について協議するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、別に定めるものとする。この協定の成立を証するため、本協定書2通作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各一通を保有する。

別紙 空家等相談申込書

空家等相談申込書（兼情報提供同意書）

平成 年 月 日

橋本市長 平木 哲朗 様

相談者氏名 ④

私が所有もしくは管理する下記の空家等に関する相談を申し込みます。  
また、下記のとおり情報提供されることに同意します。

■相談者

相談者の住所 及び電話番号	TEL: ( ) -
相談窓口を 何で知ったか	・新聞 ( ) ・広告 ( ) ・ホームページ・フェイスブック ・市町村窓口・紹介・その他 ( )

■空家等の物件

物件の所在地					
構造等	木造・非木造・一戸建て・長屋建て・共同住宅	階数	地上 階	地下 階	
物件の主要用途		築後年数	年	空き家年数	年
物件の所有者					
土地の所有者	物件の所有者と同じ・異なる 異なる場合 ( )				
所有者と相談者との関係					

■相談内容

<input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 管理代行 <input type="checkbox"/> その他
--

■情報提供先及び相談方法 一般社団法人ミチル空間プロジェクト

同法人は、建築士、弁護士、税理士、司法書士等の各専門家により組織され、賃貸、売買、解体、相続等の空家等に関する相談に無料に対応する「空き家相談センター」を運営しています。同法人への情報提供後、相談内容に応じて、同法人担当者から相談申込者に連絡します。

※所有者氏名、住所、電話番号、本申込書に記載された空家等の情報は、空家等の利活用方法提案のために必要な範囲に限って情報提供及び情報利用し、それ以外の目的での情報提供及び情報利用は行いません。申込者から、書面又は口頭により本申込を取下げたい旨の申出があった場合、速やかに情報提供及び情報利用を取り止めます。

# 『空き家セミナー・相談会』開催

— 空き家等の管理、解体、売買、相続に関するセミナーと個別相談会の実施 —

## ■ 会場別の開催日、定員、申込期限

高野口地区公民館	山田地区公民館	市民会館
日程： 平成29年12月17日(日)	日程： 平成30年 1月21日(日)	日程： 平成30年 2月11日(日)
時間： セミナー/13:00~14:00 相談会/14:15~16:00	時間： セミナー/13:00~14:00 相談会/14:15~16:00	時間： セミナー/13:00~14:00 相談会/14:15~16:00
定員： 20名	定員： 20名	定員： 40名
参加費： 無料	参加費： 無料	参加費： 無料
申込期限： 平成29年12月14日(木)	申込期限： 平成30年 1月18日(木)	申込期限： 平成30年 2月 8日(木)

## ■ セミナー講師

南 順子 氏

一般社団法人ミチル空間プロジェクト 理事長

小川 宏樹 氏

徳島大学教授

一般社団法人ミチル空間プロジェクト 理事



電話での相談も無料で対応します！

空き家相談センターわかやま  
(一般社団法人ミチル空間プロジェクト)  
TEL: 073-427-6070  
FAX: 073-488-7450  
メール: info@michiru-space.jp

## 空き家に関する窓口 “空き家相談センターわかやま” をご存知ですか？

「空き家相談センターわかやま」は、空き家に関する相談を県内各地から受け付け、空き家の適正管理・解体・改修・耐震など建物に関する相談から利活用・税相続などの相談まで、あらゆる相談を一元的に受け付けるワンストップの窓口です。  
また、空き家の情報収集発信や所有者への適正な啓発を通じ、和歌山県への移住・定住を促しながらエリアの価値を高めていくことを目指しています

## ■ 申込方法・問い合わせ先

申込期間中に、電話、ファックス、メールのいずれかの方法でお申込みください。  
(ファックスでのお申込みの際は下記用紙をお使い下さい)

〒648-8585

橋本市東家一丁目1番1号 橋本市役所 建築住宅課 住宅係 高橋

TEL: 0736-33-1115 FAX: 0736-33-1665

メール: kenjyu@city.hashimoto.lg.jp

↑ジェイ

↑エル

橋本市マスコットキャラクター

「はしぼう」



申 込 書			
氏 名		電話番号	
住所			
参加会場	①高野口地区公民館	②山田地区公民館	③市民会館



【主催】橋本市

【協力】一般社団法人ミチル空間プロジェクト

# 空き家セミナー・相談会

— 空き家等の管理、解体、売買、相続に関するセミナーと個別相談会の実施 —

■ 会場別の開催日、定員、申込期限

## 参加者募集!!

### 高野口地区公民館

日程：  
平成29年12月17日(日)

**終了しました。**  
**参加者数14名(9組)**  
**相談件数 8件**

### 山田地区公民館

日程：  
平成30年 1月21日(日)

時間：  
セミナー/13:00~14:00  
相談会/14:15~16:00

定員：  
20名  
参加費：  
無料  
申込期限：  
平成30年 1月18日(木)

### 市民会館

日程：  
平成30年 2月11日(日)

時間：  
セミナー/13:00~14:00  
相談会/14:15~16:00

定員：  
40名  
参加費：  
無料  
申込期限：  
平成30年 2月 8日(木)

セミナーの様子

個別相談の様子



### ■ セミナー講師

南 順子 氏

一般社団法人ミチル空間プロジェクト 理事長

小川 宏樹 氏

徳島大学教授

一般社団法人ミチル空間プロジェクト 理事



電話での相談も無料に対応します!

空き家相談センターわかやま

(一般社団法人ミチル空間プロジェクト)

TEL: 073-427-6070

FAX: 073-488-7450

メール: info@michiru-space.jp

### 空き家に関する窓口 “空き家相談センターわかやま” をご存知ですか?

「空き家相談センターわかやま」は、空き家に関する相談を県内各地から受け付け、空き家の適正管理・解体・改修・耐震など建物に関する相談から利活用・税相続などの相談まで、あらゆる相談を一元的に受け付けるワンストップの窓口です。

また、空き家の情報収集発信や所有者への適正な啓発を通じ、和歌山県への移住・定住を促しながらエリアの価値を高めていくことを目指しています

### ■ 申込方法・問い合わせ先

申込期間中に、電話、ファックス、メールのいずれかの方法でお申込みください。

〒648-8585

橋本市東家一丁目1番1号 橋本市役所 建築住宅課 住宅係 高橋

TEL: 0736-33-1115 FAX: 0736-33-6151

メール: kenjyu@city.hashimoto.lg.jp

↑ジェイ

↑エル



橋本市マスコットキャラクター

「はしぼう」



【主催】橋本市

【協力】一般社団法人ミチル空間プロジェクト

・空家等相談申込書兼情報提供同意書

空家等相談申込書（兼情報提供同意書）

平成 年 月 日

橋本市長 平木 哲朗 様

相談者氏名 ㊟

私が所有もしくは管理する下記の空家等に関する相談を申し込みます。  
また、下記のとおり情報提供されることに同意します。

■相談者

相談者の住所 及び電話番号	TEL: (       )       -
相談窓口を 何で知ったか	・新聞 (       ) ・広告 (       ) ・ホームページ・フェイスブック ・市町村窓口・紹介・その他 (       )

■空家等の物件

物件の所在地					
構造等	木造・非木造・一戸建て・長屋建て・共同住宅	階数	地上	階・地下	階
物件の主要用途		築後年数	年	空き家年数	年
物件の所有者					
土地の所有者	物件の所有者と同じ・異なる 異なる場合 (       )				
所有者と相談者との関係					

■相談内容

<input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 管理代行 <input type="checkbox"/> その他
--

■情報提供先及び相談方法 一般社団法人ミチル空間プロジェクト

同法人は、建築士、弁護士、税理士、司法書士等の各専門家により組織され、賃貸、売買、解体、相続等の空家等に関する相談に無料で対応する「空き家相談センター」を運営しています。同法人への情報提供後、相談内容に応じて、同法人担当者から相談申込者に連絡します。

※所有者氏名、住所、電話番号、本申込書に記載された空家等の情報は、空家等の利活用方法提案のために必要な範囲に限り情報提供及び情報利用し、それ以外の目的での情報提供及び情報利用は行いません。申込者から、書面又は口頭により本申込を取下げたい旨の申出があった場合、速やかに情報提供及び情報利用を取り止めます。

・空家等相談及び提案等結果報告書

空家等相談及び提案等結果報告書

■相談者

氏名	
住所 電話番号	

■空家等の物件

物件の所在地					
構造等	木造・非木造・一戸建て・長屋建て・共同住宅	階数	地上 階・地下 階		
物件の主要用途		築後年数	年	空き家年数	年
物件の所有者					
土地の所有者	物件の所有者と同じ・異なる 異なる場合 ( )				
所有者と相談者との関係					

■相談内容

<input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 管理代行 <input type="checkbox"/> その他
--

■相談及び提案結果

相談及び提案日	年 月 日
担当者	( )
聴取内容	
提案内容	
相談者反応	
他事業者紹介 (紹介有の場合)	事業者名： 取扱事業：